

東京地裁のSEP専門調停制度と日本の特許紛争解決ハブ化

東京地裁が導入する「SEP専門調停・和解促進」制度の内容と運用方法

標準必須特許（SEP）紛争専用の調停制度 – 東京地方裁判所は、スマートフォンなどの製品に不可欠な標準必須特許（SEP）に関する国際的な特許紛争を迅速に解決するため、**SEP紛争に特化した調停制度**を2026年2月より開始します¹。この調停は**原則3回の期日（セッション）**で完結させ、**約半年程度での合意成立**を目指すとしています¹。通常、特許訴訟で決着するまで数年かかるケースが多い中、本制度は極めて短期間での解決を図る点に特徴があります¹。また、この調停手続では**日本国内の特許に限らず、当事者間の全世界的なライセンス契約をパッケージで一括解決**できるよう設計されています¹。調停を担当するのは**知財専門の裁判官1名と弁護士など専門家2名の計3名**で構成される調停チームで、技術的・法律的専門知識を備えた強力なバックアップ体制の下で交渉を仲介します²。これは裁判所が仲介役となり、当事者同士の合意形成を専門知識で支援する仕組みです。

訴訟手続における和解促進の新運用（審理要領） – SEP調停と並行して、東京地裁知的財産権部は2026年1月20日付で「**標準必須特許に基づく特許権侵害訴訟の審理要領**」を公表しました³⁴。このガイドラインは、SEP関連訴訟を効率的かつ円滑に進め、早期の和解・紛争収束を促すための**具体的な審理手順**を示すものです。その主な内容は次のとおりです⁵⁶：

- ・**第1回口頭弁論で早期和解を勧告**：訴訟が提起された場合、裁判所は**第1回期日から積極的に和解の可能性を探る方針**です⁷。初回の審理で和解を強く勧め、当事者に対し**集中的な和解交渉の場を計画的に設定**します⁷。これにより、紛争の初期段階から合意形成への動きを加速させ、「序盤の手続的遅延」を防止します⁸。
- ・**技術論点は書面審理で迅速処理**：SEP訴訟では特許の侵害や有効性そのものが主な争点となることは少なく、**主要な争点はFRAND条件交渉における権利濫用（相手方のライセンス交渉態度）**になります⁹。そこで、侵害や無効に関する争点がある場合でも、**各当事者2回ずつまで主張・反論の書面**を提出させるなど、**書面中心の迅速な審理**にとどめます¹⁰。技術的な説明が必要な場合は、第1回期日で技術説明会の日程を決めるなどして対応します¹¹。
- ・**並行して進む和解交渉と「率先解決型」進行**：訴訟手続の進行中も、**第1回期日後から当事者は集中的に和解交渉**を行います¹²。裁判所は交渉を見守りつつ、交渉過程で提示された双方の和解案の調整を試みます¹²。特に、交渉態度における「**ホールドアップ（特許権者による過度な要求）**」や「**ホールドアウト（実施者による不当な拒絶）**」といった極端な姿勢を排除し、公平中立な交渉環境を整えることを重視します¹³。必要に応じて、裁判所自らが**グローバルFRAND実施料（グローバルなFRANDライセンス料率）に関する和解案**を提示する場合もありますが、一方当事者に一方的に数値を押し付けることはせず、**必ず双方の意向を十分に聴取した上で尊重した案**を示す建前です¹³。さらに、**第1回期日後速やかに、当事者双方はグローバルFRAND料率を除く他の契約条件について協議・合意書を作成**することとされ¹⁴、仮に和解が成立した場合には、その合意書に最後に**グローバルFRAND料率の項目を追加**し、和解調書に添付する運用になります¹⁴。つまり「**料率以外の条件を先にすべて合意し、料率（ロイヤリティ額）だけを最後に残す**」という交渉手法（いわゆる「レート・ラスト」アプローチ）が明示的に推奨されています¹⁵⁶。

- ・**当事者双方への具体的準備義務**: ガイドラインでは、原告・被告双方に通常の訴訟以上に踏み込んだ準備責任を課しています。原告（特許権者）は訴状で、自社のグローバルFRAND料率の提案と、その算定根拠を具体的に明示することが求められます¹⁶。算定方法についてはトップダウン方式でも類似契約比較でも構いませんが、とにかく根拠を示した形で具体額を提示する必要があります¹⁶。一方、被告（実施者側）は答弁書で、原告の算定根拠に対する具体的な認否・反論を示し、自らの算定根拠に基づく対案（反提案額）を提示することが義務づけられました¹⁷。さらに重要なのは、被告は自社製品の販売数量や売上額など、グローバルFRAND料率の算定に必要な証拠データも提出しなければならない点です¹⁷。もし被告がこうした必要証拠を任意に提出しない場合、裁判所から「FRAND条件でライセンスを受ける意思がない」（=交渉に非協力的で権利濫用の抗弁が成立しない）と判断される恐れがあることも明記されています¹⁸。これは、情報の非対称性を解消し早期に交渉を前進させる狙いであり、被告実施者側に透明性ある態度を促す強いインセンティブ（逆に言えばプレッシャー）となります¹⁹²⁰。

以上のように、東京地裁は「調停」と「裁判手続上の和解促進策」の両面からSEP紛争の迅速解決を図る新たな枠組みを打ち出しました。専門調停で当事者間の自主的なグローバルライセンス契約の成立を目指しつつ、仮に決裂しても訴訟手続内で速やかに当事者の交渉経緯を踏まえFRAND紛争点（権利濫用の有無）を判断する体制を整えた点が大きな特徴です⁹²¹。

制度導入の背景：国際競争力強化と他国の動向、既存の課題

この新制度が導入された背景には、国際的な特許紛争解決における日本の競争力強化と、近年の他国の動向への対応があります。

まず、技術標準の普及に伴いSEPを巡る特許紛争は国境を超えて多発しています²²。典型例として、米アップルと韓国サムスン電子が世界10カ国で7年にも及ぶ係争を繰り広げたように（いわゆるスマートフォン特許戦争）、大企業同士のSEP訴訟は各国で長期化・多発し、「消耗戦」と化してきました²³。こうした多重紛争は中小・新興企業にとって参入障壁となりがねず、日本企業にとっても不利益でした。本制度は「数年が当たり前」だった紛争解決期間を飛躍的に短縮しうるもので、日本企業（特にベンチャー・中小企業）の法務コスト負担や時間浪費を減らし競争力向上につなげる狙いがあります²⁴²⁵。東京地裁の迅速な合意形成の場が「日本企業の防波堤」となる可能性が期待されているのは、そのためです²⁶²⁷。

また、この動きは日本政府・関係機関の長年の取り組みの延長線上に位置付けられます。経済産業省は既に2022年3月、産官学の検討会を経て「SEPライセンス交渉におけるグッドフェイス交渉ガイドライン」を策定し、特許権者と実施者双方の交渉プロセスの基本原則（提案→応答→具体条件提示→反提案という4ステップなど）を示していました²⁸。さらに日本特許庁も「SEPライセンス交渉の手引き」を発行し、国内外の判例や実務をまとめて透明性向上を図っています²⁹³⁰。つまり行政による事前ガイドライン整備が進められており、今回の東京地裁ガイドラインはそれを司法手続に具体的に落とし込んだものと言えます²⁹³⁰。特に近年、日本の裁判所はSEP紛争で徐々に姿勢を変えてきました。2014年の知財高裁判決（アップル vs サムスン事件）では「実施者がFRAND条件でのライセンス意思を示す限り差止請求権の行使は権利濫用」とし、SEP権者側に厳しい立場を示していました。しかし2025年6月、東京地裁の中島基之裁判長は韓国Pantech社が米Googleを訴えた訴訟で、日本初のSEP差止め命令を出す判決を下し、一転して権利者側の救済を認めました³¹。この判決では、Google側が和解協議で売上データ開示に非協力的であったことなどが不誠実と評価され、交渉に非協力的な実施者には差止めも辞さないという日本司法の姿勢転換が示されています³¹³²。その後、同年12月にはPantechとGoogle間で全世界的な和解が成立し、日本の裁判所がグローバルな紛争解決を主導しうることを印象づけました³²³³。今回のガイドライン策定は、こうした日本国内の準備と前例の集大成として位置づけられ、日本を透明で予測可能なSEP紛争解決の場にするという意味表明でもあります³⁴³⁵。

他国の動向も見逃せません。標準必須特許を巡る主導権争いは各国司法で起きており、日本もそれに対応する必要があります。例えば、英国では2017年の最高裁判決（Unwired Planet事件）以降、国内裁判所が

当事者の全世界的なFRANDライセンス料率を決定し、応じなければ国内での製品販売を差し止め得るという踏み込んだ判断を示し、ロンドンがグローバルFRAND紛争の主要フォーラムとなりました³⁶。一方、中国も2020年代に入り、深圳や武漢の裁判所がグローバルなFRAND条件の判決や、他国訴訟を妨げる反訴差止命令（ASI）を出すなど、積極的にSEP紛争に介入し始めています（例えばOPPO対シャープ事件や小米対InterDigital事件などが国際的に注目されました）。韓国でも自国企業（サムスンやLG）絡みのSEP紛争は多いものの、裁判所が世界的ライセンス条件を直接定める仕組みは特に整備されていません。またドイツは従来から欧州最大の特許係争地で、SEP訴訟も数多く提起されていますが、ドイツ裁判所は基本的に個別特許の侵害の有無を判断し、FRAND交渉状況は差止め命令を出す際の権利濫用抗弁の判断材料とするにとどまります（Huawei v. ZTE判決以降のCJEU指針に従い、侵害訴訟中にも一定の交渉プロセスを経ることを要求する程度です）。つまり英国や中国が「裁判所自らがグローバル料率を決定して紛争全体を裁く」路線をとる一方、ドイツや韓国は依然「各国ごとの訴訟」で対応している状況があります。さらに欧州委員会は2023年に「SEPライセンス紛争解決のための新規規則案（SEP規制案）」を提案し、裁判外でのFRAND評価制度創設を検討しましたが、利害調整の難航により2025年7月にいったん撤回されました³⁶。米国でも明確な司法上のFRAND手続は無いものの、2025年12月には米国特許商標庁（USPTO）が業界団体らと「SEPワーキンググループ」を立ち上げるなど政策的関与を強めています³⁷。このように、各国でSEP紛争への対応策が模索される中、日本は行政ガイドライン・判例・裁判手続ガイドラインの三位一体で包括的枠組みを打ち立てた点で際立っています³⁸³⁹。東京地裁が示した「紛争の早期一括解決」と「当事者協調型の手続」は、日本独自のアプローチとして世界から注目されており³⁵⁴⁰、これによって日本の司法を国際的な特許紛争解決の舞台へと引き上げる狙いがあります。

日本がSEP紛争解決ハブとなる意義と国際的な位置づけ（中国・韓国・ドイツ等との比較）

東京地裁の新制度は、日本を「国際特許紛争解決のハブ（中核拠点）」として位置づけようとする野心的な試みです³⁵⁴¹。その意義を考える上で、中国・韓国・ドイツなど主要国との比較や国際的ポジションを整理します。

中国との比較: 中国はここ数年、裁判所が積極的にSEP紛争に関与し「グローバルFRAND裁判管轄地」として台頭しています。中国裁判所（特に深圳・北京・武漢等）は、世界的な特許ポートフォリオ全体について裁判所が料率を決める判決を出すこともあり、さらに外国での訴訟を禁止する反訴差止（ASI）まで発令して他国当事者を中国に引き込む戦略を取っています。これは特許権者・実施者にとって強制力のある解決策となりうる反面、中国裁判所の判断や中立性に対する不安や、自国企業に有利な地元パイアスへの懸念も国際的には指摘されています。これに対し日本のアプローチは、裁判所が一方的に世界料率を確定するのではなく、あくまで当事者の合意形成を促してグローバル紛争を解決する仕組みである点が際立ちます¹³¹⁴。裁判所は双方の意見を聞き調整役に徹するため、当事者にとって「公平で透明な紛争解決の場」として機能しうると期待されます¹³⁴²。中国が「ハードパワー」（強制力ある命令）で引っ張るなら、日本は「ソフトパワー」（話し合いによる合意）で勝負するとも言えます。この中立的で秩序立った手続は、特に中国の裁判所には出たくないが交渉の場は必要と考える多国籍企業にとって、アジアの新たな選択肢となり得ます。

韓国との比較: 韓国はサムスン、LGといった大手を擁しSEP紛争の当事者となるケースが多い国ですが、自国の裁判所が積極的にグローバルなライセンス料率を決定したり専門の調停制度を設けたりする動きは顕著ではありません。韓国企業は主に米欧中の裁判所や国際仲裁で戦っており、韓国内で完結する枠組みがないのが現状です。その点、日本が近隣国として先んじて制度整備をした意義は大きいと言えます。今後、韓国企業が特許紛争の早期解決を求める際に、日本の調停制度を利用する可能性も考えられます。また、両国は技術産業で競合する部分も多いため、日本が知財紛争解決のインフラを整えたことは国際競争上のアピールポイントとなります。もっとも、韓国では公正取引委員会(KFTC)がFRAND違反に対する制裁（例：Qualcommに対する過去の制裁）を行うなど行政的手段が活用されてきた経緯もあり、司法と行政の役割分担という観点でも日本との差異があります。日本は司法手続での解決促進に舵を切った点で、韓国とはアプローチが異なると言えます。

ドイツ（および欧州）との比較: ドイツは「世界の特許訴訟の中心地」とも称されるほど、特に通信分野ではSEP特許訴訟が頻発しています。迅速な差止救済が得られるため特許権者に好まれる反面、各事件は国内特許単位で争われ、真にグローバルな解決には必ずしも至りません。実際、ドイツの裁判所はFRAND紛争について当事者に一定の交渉義務を課すものの、合意に至らなければ特許侵害が認められた時点で差止命令を出すだけという運用が一般的です。結果として、ドイツでの係争はあくまで交渉の一要素（圧力手段）となり、多国籍企業は英国や中国など他の場も巻き込んで最終的和解に達するケースが多々あります。これに対し日本の新制度は、一つのフォーラムで世界的解決を完結させることを目標に掲げています²²²。特に東京地裁は「SEP保有者のグローバルSEPポートフォリオ全体についてFRAND条件のライセンス料の合意形成を図り、グローバル紛争を世界的に解決する仕組みを提供することが裁判所の役割の一つ」と明言しており²²、これは欧州のどの裁判所よりも踏み込んだ使命感の表明です³⁵⁴³。欧州委が規制で実現しようとして果たせなかった「ワンストップ解決」を、日本は司法主導で実現しようとしている点で注目されています³⁶³⁸。ドイツには存在しない調停的アプローチを組み込んでいることも、日本の制度の特色です。もっとも、日本の裁判所は当事者の自主合意を重んじるため、仮に合意に失敗した場合は最終的に日本国内特許の判断しかできないという限界もあります。この点、英米のように「合意しなければ裁判所が決める」方式に比べて強制力が弱いとの見方もあります。したがって日本がハブとなるためには、当事者が「日本で話し合えば合理的な合意ができる」と信頼することが不可欠です⁴⁴⁴⁵。その信頼を勝ち取れば、欧州・米国・中国に次ぐ第4の選択肢として東京が国際係争の舞台に定着する意義は大きいでしょう。

総じて、日本の新制度は「紛争解決の日本モデル」として、迅速性（半年内決着）¹、包括性（グローバル一括処理）¹、中立性（専門家による公平な調停）²¹³という特徴を打ち出しています。これは中国の強権的解決モデルや欧米の訴訟・仲裁モデルとは一線を画し、日本が国際ビジネスコミュニティに提供できる独自価値となり得ます。アジアにおける知財紛争の新たな集積地となれば、司法外交的にも日本の存在感は高まるでしょう。実際、東京地裁の取り組みには「日本がグローバルSEP紛争の信頼できる中央フォーラムになりうる」という期待が寄せられています⁴¹⁴⁶。

企業・法律実務家・知財専門家からの反応と期待

新制度に対しては、企業関係者や法律家、知財専門家から様々な期待の声が上がっています。特に日本企業、とりわけ中小・ベンチャー企業にとって、本制度は「ゲームチェンジャー」になり得るとの指摘があります⁴⁴。

日本の中小・スタートアップ企業の視点では、「3つの恩恵」が語られています⁴⁷。第一に、**法務コストの削減**です。海外での特許訴訟は弁護士費用だけで数億円規模に及ぶことも珍しくなく、小規模企業にとって致命傷になりかねません。しかし東京で半年で決着するなら、資金繰りを圧迫せずに済み、「**法務コストのパンク**」を防げると歓迎されています²⁴。第二に、**交渉力の向上**です。従来、大企業から「特許侵害だからライセンス料を支払え」と迫られた中小企業は、「徹底抗戦」か「言いなりに支払うか」の二択を強いられがちでした。しかし本制度を利用すれば、**日本の裁判所という公平なレフェリーの下で相手を交渉の席に着かせ、FRANDに沿った適正な条件を引き出せると期待されます**⁴²。裁判所が入ることで**対等な土俵**が用意される点を企業側は評価しています。第三に、**事業の不確実性を早期に除去できる**ことです。係争が長引けば投資家や取引先は敬遠し、資金調達や提携にも悪影響が出ます。しかし半年でケリがつくなら、訴訟リスクが事業成長を妨げる期間を最小化でき、**企業の成長スピードを維持できると期待されます**²⁵。このように、日本企業にとっては**迅速・低コストで紛争を終結させる「救済策」**として歓迎ムードが強いようです。

弁護士や知財専門家からも概ねポジティブな評価が聞かれます。日本の知財法務に詳しい専門家は「東京地裁が提示した枠組みは**透明性と予測可能性が高く**、多国籍企業にとって魅力的な選択肢となる」と述べています⁴⁸⁴⁶。実務家の分析によれば、裁判所が積極的に和解を主導し当事者に情報開示を求めることで、「**日本の裁判所は国際的SEP紛争の解決をいわず、むしろ積極的に受け入れる意思が明確になった**」と受け止められています³⁹⁴⁶。これは「**日本離れ**」していた国際特許係争を国内に呼び戻すシグナルと評価され、国内外のIP業界関係者から注目を集めています⁴¹⁴⁹。実際、海外の特許専門メディアも「日本の裁判

所がグローバルSEP問題に取り組む包括的フレームワークを確立した」と報じ⁵⁰、特にFRAND紛争に悩む多国籍企業にとって日本が実効的なオプションになり得ると分析しています⁴⁶。

また、特許プール運営企業やライセンス業界からは、「日本の新たな試みは潜在的に画期的だが、真価はこれからの運用次第」との声が聞かれます。特許ライセンス仲介を手掛けるSisvel社日本代表は、「この新枠組みは日本のSEP環境におけるゲームチェンジャーとなる可能性がある。ただし、文字通りの効果を発揮するかは裁判所がどれだけ一貫かつ強力に運用できるかにかかっている」とコメントしています⁴⁴⁵¹。さらに「制度が定着するには十分な件数の紛争が持ち込まれ、実績を積む必要がある。利用が増えれば予測可能性も高まり、さらに利用が増えるという好循環だが、その軌道に乗せることが課題だ」と指摘されています⁵²⁵³。要するに、専門家は制度の意図を評価しつつも、「運用の継続性」と「ユーザーの信頼獲得」がカギと見ています。これは実務界全体の共通認識と言え、制度開始当初のケースで裁判所がどこまで上手く機能させられるか注目が集まっています。

一方で、海外の特許当事者の反応はこれから明らかになる部分もありますが、日本の取り組みに一定の関心が見られています。たとえば欧米の知財コミュニティでは、「日本が欧州委員会の規制案撤回後も着実に独自解決策を構築した」ことに驚きと称賛の声が出ています³⁶³⁹。また、「多くの司法管轄で戦うより、日本で包括的に片付けられるなら好ましい」という企業法務担当者の意見も報じられています（特に裁判費用や判決の不確実性を嫌う企業ほど、この利点を評価するようです）。もっとも、海外企業から見れば「日本の裁判所での手続」に馴染みが薄いため、最初の成功例が出るかどうか期待と不安の分かれ目でしょう。最初に日本の調停で大きな国際SEP紛争が解決すれば、一気に信頼感が高まり「日本に持ち込もう」という流れができる可能性があります。

今後の運用課題や懸念点

革新的な制度とはいえ、その運用面の課題や懸念も指摘されています。主な論点は以下のとおりです。

- ・(課題A) 海外当事者を東京の調停に呼び込めるか: 調停手続は基本的に当事者双方の合意に基づくため、相手方が応じなければ成立しません⁵⁴⁵⁵。日本企業が望んでも、肝心の海外の巨大特許権者やNPE（パテントトロール）が日本での調停に応じるかは未知数です。自ら有利と考える管轄（例えば米国や中国）で戦いたいと思えば、日本での任意調停を拒否する可能性があります。この実効性の問題に対し、専門家からは「契約時に東京調停利用を合意しておく条項を盛り込む」などの方策も提案されています⁵⁶。また、日本の裁判所に調停を申し立てることで時効や係争状態の管理（調停不調後一定期間内に訴訟提起すれば権利失効を防ぐ等）といった制度的メリットも与えられており、多少の誘因策にはなっています⁵⁷（民事調停法上、調停申立て中は時効完成猶予やその後の訴訟移行の特則があります）。しかし根本的には、海外企業に「日本で解決した方が得策だ」と思わせるほどの信頼と実績を積む以外に妙手はなく、制度初期のケース獲得が大きな課題となります⁴⁵⁵³。
- ・(課題B) 調停・FRAND交渉に関する専門知識の確保: SEP紛争の妥結点を探るには、高度な技術知識のみならず、複雑なライセンス料率算定モデルや過去のライセンス事例の知見が必要です⁵⁸⁵⁹。中小企業など自社に知財専門部署が無い場合、どの条件が妥当か判断するのは容易ではありません。調停委員会（裁判所）が提示する案が出ても、それが適切か自力で評価できず受け入れるほかない状況になりかねません⁵⁸⁵⁹。そのため、企業側には専門家ネットワークの構築が推奨されています⁶⁰。具体的には、平時から国際調停やSEPライセンスに明るい弁護士・弁理士と連携し、有事に備えておくことです⁶⁰。制度を活用するにも「使いこなすための知財戦略」が不可欠であり、日本企業（特に中小）はこの点の意識改革・体制整備が課題となります。
- ・(課題C) 短期間での証拠収集・主張準備の負担: 「3回の調停・半年内決着」というスピードはメリットである反面、当事者にとって極めてタイトなスケジュールでもあります⁶¹⁶²。限られた時間で、自社に有利な膨大な技術資料や交渉履歴、他社ライセンス例などの証拠を整理・提出しなければなりません⁶¹⁶²。特に被告側実施者は、売上・シェア等のデータを迅速に洗い出す必要があり、社内

のデータ管理体制が問われます。準備不足では調停の場で十分反論できず、不利な条件を呑まざるを得なくなるリスクもあります。この対策として、**平常時から技術開発の記録や関連データをデジタル管理し、即座に証拠提出できるようにしておくことが重要と指摘されています**⁶³。つまり企業には「**迅速な証拠開示に耐える内部体制**」を構築する宿題があるわけです。

・**裁判所側の運用リソースとノウハウ**: 東京地裁は知財部を挙げて本制度を推進しますが、実際に**どれほどの案件が集まり、処理できるかも注視されています**。専門調停には裁判官と専門委員の労力を割く必要があり、大量の事件が一度に來れば捌ききれぬか懸念もあります。また、グローバルな当事者間の駆け引きや複数法域の特許・法律を一度に扱う難易度は高く、**裁判官の調停スキル・国際感覚が問われます**。幸い日本の知財高裁・地裁部には調停の経験や専門知識を持つ人材配置が進んでいますが（技術専門官の配置など⁵⁷）、**初めて直面する類型のケースでは試行錯誤も避けられないでしょう**。ここで成功体験を積み重ね、制度への信頼を醸成できるかが長期的課題です⁴⁵⁶⁴。

・**他国との手続競合や執行の問題**: 仮に東京で合意が成立しても、それは基本的に**民事上の和解契約**に過ぎず、その履行確保（特に海外での特許実施料支払い等）には相手国での執行力も関わります。日本の和解調書は判決同様の効力がありますが、国際的な執行には相手国の制度に委ねられる部分があります。また、東京で調停中に他国で訴訟が進行しているケースも想定されます。このような**多元的手続の調整**も課題です。もっとも、本制度の趣旨は「**世界中の係争を東京に集約してしまおう**」という発想なので²²、当事者が本気で東京で解決を望むなら他管轄の手続停止や取り下げも交渉要素になるでしょう。国際的には**反訴差止命令（ASI）合戦**のような摩擦も懸念されますが、日本の裁判所は現時点でASIの発令には慎重とみられ、むしろ**当事者の自主的合意**に委ねる姿勢です¹³⁶⁵。

以上のように、東京地裁のSEP専門調停・和解促進策は画期的な反面、その**成否は実務運用にかかっている**と言えます。「**ニワトリと卵**」の状況にも似て、制度の有効性を示すには利用件数を増やす必要がありますが⁴⁵⁶⁴、当事者が利用するかは制度の有効性への信頼次第というジレンマもあります⁶⁴。しかし関係者は総じて慎重ながらも前向きであり、「**日本発の新たな紛争解決モデル**」が順調に軌道に乗ることに大きな期待を寄せています⁴⁶⁴⁴。今後最初のケースでの成功や具体的成果の積み重ねが、この制度を真に国際的なデファクトスタンダードに押し上げる鍵となるでしょう。日本が**知財紛争解決ハブ**として名実ともに確立できるか、世界が注目しています⁴⁹⁵³。

Sources:

- ・東京地裁「標準必須特許に基づく特許権侵害訴訟の審理要領」（2026年1月20日）⁷¹³¹⁷
- ・日本経済新聞報道（2026年1月29日・31日）とその解説¹⁴²⁶⁶
- ・平山国際法律事務所・平山憲太郎弁護士による分析³⁵³⁹⁴⁶
- ・Sisvel社 清水義憲氏による解説⁶⁷¹⁵⁴⁴

¹ ² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ⁴² ⁴⁷ ⁵⁴ ⁵⁵ ⁵⁶ ⁵⁸ ⁵⁹ ⁶⁰ ⁶¹ ⁶² ⁶³ ⁶⁶ 日経記事『特許の国際紛争,東京で迅速解決 企業負担減り競争力向上 地裁、半年で調停めざす』に関する考察 - 海外展開 - 専門家プロフィール
<http://profile.ne.jp/w/c-237081/>

³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁸ ¹⁰ ¹⁵ ¹⁹ ²⁰ ²⁹ ³⁰ ⁴⁴ ⁴⁵ ⁵¹ ⁵² ⁵³ ⁶⁴ ⁶⁷ Sisvel | Tokyo District Court issues new SEP litigation guidelines
<https://www.sisvel.com/insights/tokyo-district-court-issues-new-sep-litigation-guidelines/>

⁷ ⁹ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ²¹ ²² ⁶⁵ 標準必須特許（SEP）に基づく特許権侵害訴訟の審理要領 | 東京地方裁判所/東京簡裁以外の都内簡易裁判所
https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section29_40_46_47/SEP_tokkyoken_shingai/index_2.html

28 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 43 46 48 49 50 Japanese Court Establishes SEP Litigation Guidelines - Japan's Ambition to Position Itself as Global SEP Dispute Resolution Forum - - Lexology
<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=cff50dcb-0f48-49f0-b5dc-6edbf341a90>

57 [PDF] ADRを活用した知財紛争の解決
<https://www.ip-adr.gr.jp/data/news/SpecialReports.pdf>